

## 環境税の検討状況等

- 1 地球温暖化対策法改正の衆・参議員環境委員会での採択の付帯決議  
(衆議院 平成 14 年 5 月 21 日)  
(参議院 平成 14 年 5 月 30 日)

八 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、歳出削減の実効性を高める上で、考慮されるべき選択肢の一つとして環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改正全体の中で検討を進めること。

- 2 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会  
地球温暖化対策税制専門委員会 中間報告  
(平成 14 年 6 月)

1 取り進め方について  
(3) 第 2 ステップ以降の対応 (抜粋)  
2004 年実施される対策の実施状況の評価等において必要とされた場合には、第 2 ステップ以降の早期に、CO<sub>2</sub> 排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入すべきである。

その際、第 2 ステップ以降に導入する温暖化対策税の税収の用途についても、温暖化対策の実施における国と地方公共団体の関係に十分配慮して検討すべきである。京都議定書の目標達成には、国、地方公共団体等のすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じ、例えば、温室効果ガスの排出抑制に資する都市整備や、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等の CO<sub>2</sub> 吸収源の保全及び強化に資する対策を講ずるとともに、地球温暖化対策に対する普及啓発などにより、地域ぐるみの取組を推進していくことが考えられる。

- 3 経済財政諮問会議  
「経済財政と構造改革の基本方針 2002」  
(平成 14 年 6 月 28 日閣議決定)

5 税制改革及びそれに関連する検討項目  
・地球環境に配慮した税制を検討する。

- 4 政府税制調査会  
「平成 15 年度における税制改革についての答申」  
～あるべき税制の構築に向けた基本方針～  
(平成 14 年 11 月 19 日)

### 第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

- 五 その他税目  
3 環境問題への対応 (抜粋)

いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置づけを踏まえ、汚染者負担の原則 (PPP) に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

- 5 党税制調査会  
「平成 15 年度税制改正大綱」(平成 14 年 12 月 13 日)

### 第三 検討事項 (抜粋)

12 地球温暖化対策をはじめ環境問題に対する取組みを一層進めるため、いわゆる「環境税」の導入を含め、税制面においては、原因者負担を基本としつつ、規制等による環境対策の具体的枠組みの中での役割を踏まえながら、環境問題全般に配慮した実効性ある施策について、幅広い観点からさらなる検討を進める。